

第 3 章 史跡齋宮跡の価値

1 史跡齋宮跡の本質的価値

ここでは、齋宮跡の本質的価値について記述します。齋宮跡の本質的価値については、指定理由によって示されていますが、昭和 54 年の指定段階では発掘調査も進んでいなかったことから、その価値の説明は必ずしも十分であるとは言えない状況となっています。そこで、その後の調査・研究で新たに得られた知見をふまえ、本質的価値について示します。

地方にありながら国の政治の動きがわかる史跡

齋宮跡は、発掘調査によって、地方にありながら都と同じような考え方によって街や建物が計画的に造営され、それらは時代とともに変化していったことがわかってきました。こうした齋宮の変化は、都の政治の動きを反映していると考えられており、齋宮跡は、遺跡の変化をとおりて古代から中世における日本の政治の動きがわかる、重要な価値を持つ史跡です。

伊勢神宮と古代国家との関係性がわかる史跡

齋宮は、飛鳥時代から大規模かつ継続的に造営されており、古代から中世にかけて国家が伊勢神宮の祭祀を重視していたことを示しています。また、齋宮は国の宗教政策の変化に伴って変化していったことが分かってきました。このように、齋宮跡は、古代から中世における日本の宗教の歴史がわかる、重要な価値を持つ史跡です。

東海地方の技術の発展がわかる史跡

齋宮跡では飛鳥時代から鎌倉時代にかけて、非常に長い期間、齋王を中心とした宮殿と役所が営まれました。その期間に用いられた道具類は、発掘調査をとおりて発見され、技術の発展と流通の様子が理解できます。このように、齋宮は古代から中世にかけての人々の暮らしの変化を同じ遺跡で知ることができる東海地方でも稀有な価値を持つ史跡です。

皇族女性齋王が暮らしたみやこと官衙が、良好な状態で保存されている

これまでの調査によって、『伊勢物語』や『源氏物語』などの王朝文学に登場する慎ましやかであり、雅やかであった齋王の暮らしていた齋宮跡は、137 ヘクタールの範囲にわたって遺されていることがわかってきました。このように、齋宮は、広範囲にわたって良好な状態で保存されている貴重な史跡です。

2 本質的価値の詳細説明

(1) 地方にありながら国の政治の動きがわかる史跡

史跡西部では、飛鳥～奈良時代に属する、掘立柱塀で囲まれた区画が複数確認されています。これら区画の内部には、正殿と考えられる中心建物と、それを囲む脇殿が配置されており、斎王宮域の可能性が考えられます。古代国家が天皇を中心とした新たな国家体制を構築するため、官政や都城制を整えつつあった時代に、王権の権威伸長のためにも斎宮の整備が伊勢神宮の整備とともに進められたものと考えられます。これは、仏教が政権中枢で大きな勢力を持った称徳天皇の時代には伊勢にも神宮寺が置かれ、斎王は派遣されなかったことと関係すると考えられます。

一転して奈良時代末、斎宮は史跡西部からおよそ1 km離れた史跡東部へ移転するとともに計画幅50尺の区画道路で区切る一辺400尺の方形区画を集積した、長岡京・平安京と共通する設計思想による方格街区が造営され、斎宮は規模の上では最盛期に入ります。この時代は、光仁天皇と桓武天皇の時代にあたります。9世紀前半には伊勢国司と斎宮寮の官人が兼務する事例が増加し、斎宮が単なる斎王の家政機関というだけでなく、伊勢神宮を睨んだ中央政府の出先としての性格を帯びることに伴う機構の拡大と行政事務の増大との関係が指摘されています。この背景には、延暦23年(804)に神宮に『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』を編纂し、神祇官に提出させたことから窺われる、中央政府による宗教政策の転換があったと考えられます。

その後、天長元年(824)には、斎宮が伊勢神宮から遠いため、度会郡の離宮に移すとする淳和天皇の詔がありました。承和6年(839)の離宮の火災により多気郡の斎宮に戻ってきた後は、街区の形を一応は維持しつつ再編されていたと考えられます。平安時代後期以降は斎宮の衰退もあり、東部や北部区画のほとんどは廃絶し、史跡中央部に新たな区画も造られるなど様相が変化していくことがわかっています。

平安時代後期から鎌倉時代にかけての斎宮の中枢とみられる確実な遺構は確認されていませんが、史跡中央部に中枢を移している可能性も考えられます。このころには、斎王制度も形骸化していきますが、後一条天皇の斎王である^{よしこ}湊子女王が「長元の託宣」事件を起こして時の政府を糾弾するなど、政治的な影響力を有していました。

これらのことから、斎宮は国家の宗教・祭祀に関する政治的動向が直接反映される特殊な組織であり、地方に置かれた中央官衙として中央政権の政治の動きを知りうる重要な学術上の価値を有しています。

(2) 伊勢神宮と古代国家との関係性がわかる史跡

斎宮跡は、古代から中世にかけて大規模かつ継続的に造営されており、中央政権が伊勢神宮の祭祀を重視していたことの証左としてとらえることができます。その設立から伊勢神宮と密接な関係にある斎宮の整備は、神宮を国家的な祭祀の拠点として地位向上と連動して進められたものでした。斎宮は飛鳥時代から南北朝時代まで約660年の長きにわたって存続し、神宮と王権の我が国独特の関係を示しています。

また、斎宮では、全域にわたって瓦や礎石を用いない掘立柱建物を基本としていることが、これまでの発掘調査でも確かめられています。これは基本的には仏教は禁忌とされ、『延喜式』斎宮式にも仏教に関する忌詞として寺を「瓦葺」としたように、斎宮での建築は瓦葺を忌避したのと考えられています。

さらに、斎宮の内部では、奈良時代末～平安時代初頭に、斎宮内院の北側に約50m四方の掘立柱塀の区画内に逆L字形に建物を配置した「神殿」と考えられる一角が発掘調査で確認されており、祭祀に用

いられたと考えられる小型高杯や甕・竈の小型模造品、線刻土器が多数見つかっています。斎宮では、他にも土馬やセーマン・ドーマンが刻まれた土器、井戸からの斎串・横櫛の出土など、多様な祭祀遺物が各時代にわたって出土しています。

このように、斎宮跡は、古代から中世にかけての我が国の国家祭祀の実態を知る上で重要な学術上の価値を有しています。

（３）東海地方の技術の発展がわかる史跡

地方の官衙としては全国屈指の量の緑釉陶器・灰釉陶器といった国産施釉陶器や、越州窯系青磁や五代・北宋の白磁などの初期貿易陶磁、12世紀の初期高麗青磁などの高級陶磁器がみられます。9世紀後半頃の緑釉陶器は、尾張猿投窯産のものを中心に、線刻により宝相華文や蝶文を華麗に描いたものもみられます。蹄形硯・羊形硯・鳥形硯や三彩陶器も、都城と遜色のない文物が多く見られます。これらは、古代における陶器、磁器の工芸の実態を示す重要な出土遺物です。

また、南伊勢の地域で多数見つかった土師器焼成坑で生産された土師器類も重要です。斎宮跡で出土した土器類の9割以上はこうした在地産の土師器で、そこに1～2割の須恵器類、1割以下で陰刻花文碗などの優品を多く含む緑釉陶器や灰釉陶器・初期貿易陶磁という独特な土器様式を有していることが判明しています。土師器は時代の推移による成形・調整技法の変化を把握しやすく、土器編年研究の基本資料になります。斎宮跡では飛鳥時代から南北朝時代という長い存続期間にわたる編年試案が出され、徐々に精緻な編年研究が進み、斎宮跡だけでなく、東海地方の土器研究の基準となっています。

なお、斎宮跡では、8世紀後半～9世紀にかけて、美濃須衛窯系とみられる須恵器が多量に出土しています。これは、『延喜式』斎宮式に美濃から陶器（須恵器）が収められたことが記されており、斎宮を運営するための財政が、主に東日本の諸国からの調庸雑物に拠っていた実態を示すものと考えられます。また、平安時代のひらがな墨書土器や官司名と考えられる墨書土器、和同開珎が納められていた地鎮具とされる須恵器などもあり、これら土器の使用方法は、文献史料だけでは知り得ない斎宮の実像を知る資料としても重要です。

一方、金属や有機質の遺物が依存しにくい斎宮跡では、これらの遺物は僅少といえます。しかしその中でも金銅製の調度の飾り金具とみられるものや、青銅製の火熨斗など、高度な斎宮の文化を示す遺物が出土しています。稀に井戸底などから出土する木製品には斎串や横櫛などがあり、精神生活の一端を示しています。

このように斎宮跡は、我が国の工芸史や我が国東海地方の古代から中世に至る土器編年や工芸史を知る上で重要な学術上の価値を有しています。

（４）皇族女性斎王が暮らしたみやこと官衙が、良好な状態で保存されている

斎宮は、中央政府が伊勢に設置した国家機関であり、ここに皇族女性が居住して伊勢神宮の祭祀をつかさどっていたことから、都と同様の暮らしが営まれた我が国唯一の遺跡です。斎宮は『伊勢物語』や『源氏物語』をはじめとした我が国の多くの文学にも登場しており、物語の中で斎王という特殊な立場の女性が大きな役割を担うことも多く、斎王と斎宮は我が国の文学史にも大きな役割を果たしています。

これまでの調査で、皇族女性である斎王が居住した内院や、斎宮寮の官衙が確認されており、斎宮跡は史跡全域に広がっていることが明らかとなりました。また、時期により、内院の位置は史跡西部から東部へ移ったことも明らかとなっており、これらの遺構は極めて良好に遺存しています。

このように、斎宮は、広範囲にわたって良好な状態で保存されている貴重な史跡です。

3 史跡斎宮跡の副次的価値

歴史の重層性と価値の多様性の考えを基に、史跡斎宮跡の本質的価値に対し、史跡の中で「本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの」を積極的に保存・活用の対象と考えることで「副次的価値」と位置づけることができます。

斎宮形成以前の営み

斎宮跡が所在する台地上では、旧石器時代以降、人々の営みが継続され、斎宮造営前の古墳時代には、史跡内に古墳群が造成されており、近隣には金銅装頭椎大刀を副葬した7世紀前半の前方後方墳である坂本1号墳が所在しています。史跡内の古墳は斎宮造営に際して祭祀を実施した形跡があり、斎宮の特殊性を物語る価値を持っています。

方格街区の区画を利用した土地利用の変遷

斎宮廃絶後も斎宮を通過する街道や方格街区の地割等を継承しながら、さまざまな営みが継続しており、16世紀には方格街区の一部を利用した伊勢街道沿いに街道集落を形成しつつも、街道北部の方格街区区内や一部は集落としては忌避されて神社地や山林、耕作地とするなど、遺跡となっていた斎宮らしい景観と、伊勢街道、集落、農地への移り変わりを把握することができ、伊勢平野の土地利用変遷史を知る上で貴重な価値を持っています。

今に伝わる斎王の伝承

斎宮廃絶後の14世紀には、すでに斎宮の跡地として地域住民が解説する様子が紀行文に紹介され、17世紀には、現在の斎王の森、竹神社は跡地として信仰の対象となっており、近代以降も顕彰碑の建立や斎王まつりの開催など、保存・顕彰運動が盛んに行われ、中世以来連綿と続く顕彰運動と位置付けることができる稀な事例として、史跡の保存・顕彰・伝承にかかる貴重な価値を有しています。

4 副次的価値の詳細説明

これまでに見てきたように、齋宮は主に飛鳥時代から南北朝時代まで存続しますが、この齋宮の所在地には齋宮成立以前、齋宮廃絶以降も連続性を持って営まれた営為の所産が存在します。そういった営為は現時点において史跡の本質的な特徴とは言い難いものですが、齋宮跡特有の重要な歴史的特徴を有しているとみられます。

そしてこれは、史跡の保存活用計画の在り方としては、「当該史跡の遺跡年代の前後に営まれた別の種類の遺跡があったり、当該史跡自体が廃絶した後も、ある意味で連続性をもって営まれた営為の所産があったりすることがある。そういった遺跡なり営為は、当該史跡が史跡指定された要件、史跡の本質的価値とその要素ではないが、遺跡や名勝地といった記念物や有形文化財（建造物）として学術上重要な価値を有することも考えられ、既に指定されている史跡との取扱いを如何にすべきかが議論となろう。これを史跡における「歴史の重層性・価値の多様性」論と称することとしたい。」としても定義づけられています。¹⁵

そのため次節では、「歴史の重層性・価値の多様性」に基づいて、齋宮形成前、廃絶後の営為の所産にかかる学術上の価値を副次的価値として記述します。

（１）齋宮形成以前の営み

齋宮跡の所在する明野原台地では、旧石器時代以降、人々の営みの痕跡が認められます。史跡内でも主に西部で竪穴住居や方形周溝墓が確認されています。こうした営みを背景に、古墳時代には60基以上の古墳群が形成されます。

史跡内で、周溝のみが確認される古墳の周溝からは、奈良時代の土器がまとまって出土する例が多く、齋宮の造営などに際して古墳を破壊してしまった際に、何らかの祭祀を行っていることが想定されています。

齋宮跡は、こうした齋宮成立以前の歴史を知る上で、学術上の価値を有していると考えられます。

（２）方格街区の区画を利用した土地利用の変遷

史跡内の土地は、齋宮廃絶後も齋宮を通過する街道や方格街区の地割等を継承しながら、今日までさまざまな形の営みが継続しています。

街道は、古代伊勢道を端緒としますが、その後櫛田川流路の変化などに伴い、中世、近世において移動したことが想定されています。古代伊勢道は7世紀の段階には整備されたと考えられ、飛鳥・奈良時代の方形区画は古代伊勢道から南西方向へ延びる道路によって結ばれていたと考えられています。その後、中世には海側に街道筋が変化しましたが、当時の紀行文などから知られます。16世紀には、現在の伊勢街道の位置に街道が変化し、方格街区の一部を踏襲して、街道は伊勢神宮へと延びていました。

街道の変化にともない、集落の位置も変化しました。官衙としての方格街区が機能していた段階では、方格街区の内部に集落の中心がありましたが、官衙廃絶後は方格街区の外側に集落が営まれました。方格街区の内部や、現在の竹川周辺は耕作地として利用されたようで、14世紀の紀行文では、竹川周辺が水田として利用されている状況が記されています。街道が現在の伊勢街道の位置に変化すると、現在の

¹⁵ 山下信一郎「史跡等保存活用計画について」『史跡等の保存活用計画』奈良文化財研究所 2020

斎宮歴史博物館の付近（古里）に位置していた中世集落は伊勢街道沿い（竹川）へ移動し、斎宮の森（現竹神社）周辺へは、北畠氏関連の家臣団が入って長大な街道沿いに展開する現在の集落を形成しました。

街道北部に位置していた斎宮の方格街区の内部は、集落として開発をすることは忌避する状況が続いたとみられ、方格街区の地割を利用して、耕作地や山林として利用され、野原のような景観もあったことが17世紀の絵図から読み取れ、昭和初期の古写真からも今日と変わらず継続利用していたことがわかります。また昭和54年の史跡指定後は、近鉄電車以南の伊勢街道周辺は生活と集落の維持を基調として、近鉄電車以北は耕作地の維持がなされつつ、土地の公有化と史跡整備が行われました。

そのため、斎宮廃絶後、今日にいたる歴史的経緯の上で成立した、街道・集落・農地・山林の関係性を継続しつつ、その中に史跡整備による古代斎宮景観の復元箇所が見られるようになっています。このように、今日の斎宮跡では、斎宮が機能していた古代から斎宮廃絶後、今日にいたるまでの土地利用の変遷が、街道、集落、農地の諸要素を軸に把握することのできる稀な事例であり、伊勢平野の洪積台地上に展開する土地利用の変遷を知る上で、学術上の価値を有しています。

（3）今に伝わる斎王の伝承

本質的価値においても触れられているように、斎宮跡においては、斎宮にまつわる伝承が中世以来長く伝えられており、近代以降も保護・顕彰運動が盛んに行われてきました。

13世紀に最後の斎王伊勢下向が行われたのち、14世紀には斎宮の跡地を「野宮」と呼称し、土盛や伏木を斎宮の遺構であると地域住民が解説している状況が、当時の紀行文から読み取れます。15世紀には絵馬にかかる奇譚を斎宮と結びつけて地域住民が語っており、またそれをもとに能楽曲「絵馬」が創作されるなど、引き続き斎宮の跡地における斎宮の伝承が語り継がれています。17世紀から19世紀前半にかけては、地域住民が斎宮の森（現在の竹神社）に小祠を設置し、絵馬殿、黒木の鳥居を整備するとともに、斎宮の跡地であることを示す整備を行っています。さらに、19世紀には斎宮に関する学術的研究が開始され、特に、神宮神官で神宮皇學館大学教授を務めた御巫清直は『斎宮寮考証』において、斎宮寮を内・中・外院にわけ、現地に残された「御館」「楽殿」等の地名と地形を基に歴史地理学的方法を用いて考察し、斎宮寮の所在地について斎王の森を「斎宮寮廢蹟図」を示し、その後の斎宮の所在地の認識に大きな影響を与えました。

明治期以降は、地域住民による斎宮跡の顕彰運動が継続します。それに伴い、今日の史跡範囲内外で顕彰碑の建立が陸続と行われました。昭和初期には斎宮を復興させる運動も行われ戦後も地域の共有地であった斎王の森を伊勢神宮に献納するなど、地域での斎宮にまつわる顕彰運動は継続します。また、昭和45年（1970）に発掘調査が開始され、昭和54年（1979）に国の史跡に指定されると、最初の史跡整備事業は近代において斎宮寮の中心と認識されていた斎王の森周辺から開始しました。そしてその整備に合わせて、地域住民による斎王まつりが開催されました。斎王まつりは開催の理由として、斎王の鎮魂と慰霊、斎宮の伝承などの継承を挙げており、今日まで続く斎王まつりは、こうした中世以来連綿と続く斎宮顕彰を今日まで継承するものであるとして位置づけることができます。

このように、ひとつの歴史的事象に対してその顕彰運動が中世以来連綿と続くことは極めて稀であり、斎宮跡は永続的な史跡の保護・顕彰運動を知る上で、学術上の価値を有しているといえます。

史跡齋宮跡	歴史の重層性、価値の多様性の年表		
	齋宮中枢	伊勢街道地区	祓川周辺地区
昭和後半～	【2015】方格街区、伊勢道、齋宮寮庁の復元 日本遺産「祈る皇女齋王のみやこ齋宮」認定		
	【2012】明和町歴史的風致維持向上計画認定		
	【1989】齋宮歴史博物館開館		
	【1983】史跡公園齋王の森開園、齋王まつり開始		
	【1979】国指定史跡に指定 三重県齋宮跡調査事務所開設		
	【1970】齋宮発掘調査開始		
明治～昭和中頃	【1930】参宮急行電鉄開通		
	【1911】齋宮地区の神社が現竹神社に合祀		
	【1903】齋宮旧蹟表彰會設立		
江戸時代	【1797】『伊勢参宮名所図会』に野々宮が齋宮旧跡として紹介		
	【1677】山田奉行所、齋宮再興運動		
	【～1654】街道集落と田畑成立		
安土桃山時代	【1588】伊勢街道成立		
戦国時代	【1464】柳原氏 齋宮に閤所設置		
	【1418】花山院長親 昔の齋宮を案内され、絵馬がかけられていると紹介		
室町時代	【1342】坂十仏 荒廃した齋宮や田を案内される		
南北朝時代	祓川氾濫原を水田化か		
	【1336】建武新政崩壊（齋王制度の廃絶）		
鎌倉時代	【1168ごろ】鎌倉大溝掘削		
平安時代	【974】隆子女王死去		【1082】祓川氾濫し、流路変更
	【875ごろ】在原業平齋宮訪問		
	【824～839】齋宮が離宮院に移動		
	齋宮寮庁完成		
奈良時代	齋宮方格街区成立		
	古代伊勢道		
飛鳥時代	飛鳥・奈良時代の齋宮成立		
	【674】大来皇女伊勢へ		
古墳時代	塚山古墳群造成		
弥生時代	方形周溝墓		
縄文時代			
旧石器時代	有舌尖頭器		

表 12 歴史の重層性、価値の多様性の年表

5 齋宮跡の価値を構成する諸要素

(1) 本質的価値を構成する諸要素

齋宮跡の本質的価値を構成する諸要素として、下記のように整理しました。史跡として土地に包蔵されている遺構や遺物を主体とし、それを形成した基盤としての地形も諸要素として考えています。

史跡の本質的価値を構成する諸要素
① 齋宮の基盤としての地形（祓川、明野原台地、段丘崖、河川痕跡） ・ 飛鳥～南北朝時代にかけて齋宮が造営され、その維持、運営や、交通、物流などの活動が行われた基盤としての地形 ・ 壮大な古代の都市計画がなされた広がりのある地形 ・ 齋王の宮殿として古代の宮域にふさわしい眺望のある地形 ② 齋宮に関わる遺構・遺物 ・ 飛鳥～南北朝時代にかけての齋宮に関わる遺構・遺物 - 史跡西部の飛鳥・奈良時代の中枢部推定域と周辺の同時代遺構 - 史跡東部の奈良時代末～鎌倉時代の方格街区と、内部の内院、神殿や官衙の遺構 - 史跡中央部の平安時代後期以降の方格街区外の居館的区画の遺構 - 方格街区外周の官人等の居住域や土師器生産、鍛冶等の生産域などの遺構 - 上記の齋宮の遺構に関わる遺物 ・ 古代伊勢道など齋宮の物流や交通を支えた道路の遺構・遺物 ・ 鎌倉大溝等の大規模な溝などの遺構・遺物 ・ 齋宮の構造や遺構を現地表、現状況から類推できるもの ※遺物については、発掘後に動産となった場合は土地から切り離されるため、現状変更等の対象にあたらない。第5章で詳述。

表 13 史跡の本質的価値を構成する要素

(2) 副次的価値を構成する諸要素

斎宮跡の副次的価値を構成する諸要素として、下記のように整理しました。斎宮として維持運営していた時期以外として、斎宮形成以前と南北朝時代以降の遺構・遺物など土地に内包されるものと、景観や活動など、地域に根差したものがあります。

史跡の副次的価値を構成する諸要素
① 斎宮形成以前の史跡指定地における歴史上の価値 ・ 斎宮形成以前の遺構・遺物 - 旧石器時代から古墳時代に至る遺構・遺物 - 古墳など斎宮成立期の地域状況を示す遺構・遺物 ② 斎宮廃絶後現代に至る土地利用変遷史上の価値 ・ 南北朝時代以降の斎宮廃絶後の状況を示すもの - 遺構・遺物、土地利用、生業（農業・商業等）、景観（山林、河川、農地） ・ 伊勢街道のまちなみと関連文化財 - 方格街区を踏襲した街道（宿場、店舗）や旧社地 ③ 史跡の保存・顕彰史上の価値 ・ 過去の保存・顕彰史を示すもの - 顕彰碑、顕彰地、神社（日本遺産構成文化財） - 斎宮、斎王との関連を示す文化財群 ・ 行政による保存・顕彰運動 - 史跡保存による顕彰（発掘調査、土地公有化） - 史跡整備による顕彰（斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、1/10 史跡全体模型、史跡公園、遺構表示、説明看板、散策道、史跡公園便益施設） ・ 地域の人々による保存・顕彰運動 - 地域の人々による顕彰（石碑、標柱、店舗、便益施設） - 清掃、ガイド、斎王まつり

表 14 史跡の副次的価値を構成する要素

第4章 大綱

1 大綱

前章までの史跡の概要や価値の内容を受け、今後史跡斎宮跡が目指すべき将来像を以下のとおりに整理し、大綱として定めます。

複数の主体が、斎宮跡の学術的な価値を次世代に保存し、引き継ぐことによって、史跡内の住民や町民が斎宮の多様な歴史を誇りに思い、史跡と共存して、守りながら住み続けることのできる斎宮跡を目指します。

また、複数の主体が斎宮跡の活用と整備を実施することで、斎宮を訪れた人々が、史跡の重層的な歴史や価値に触れ、理解し、楽しむことができるようにします。史跡の活用によって、地域の賑わいと人々の交流を生み出すことで、さらに発展し、将来にわたって持続可能な斎宮跡を目指します。

①史跡の学術的な価値と諸要素を次の世代へと引き継ぐことのできる斎宮

史跡斎宮跡の学術的な価値を次世代へ引き継ぐため、その地下に残された痕跡である遺構や出土した土器などの遺物、地割や、まちなみ、顕彰碑といった価値を示す諸要素を保存するとともに、維持管理する持続的な体制を構築していきます。

②斎宮の多様な歴史と保存顕彰を誇りに思い、守りながら住み続けられるまちを目指す斎宮

史跡地内に暮らす住民が斎宮を巡る歴史や、それを顕彰してきた先人を誇りに思い、斎宮跡を守りながら住み続けることができるように、住民の暮らしと史跡保存の共存と調和を図ります。

③斎宮を訪れた人々が多様な価値、魅力に触れ、楽しむことのできる斎宮

斎宮跡を訪問する人々がその歴史や価値といった文化を楽しみ、観光することができるよう、斎宮跡の様々な施設や場所で、多様な価値に基づいた多様な活用や整備を、複数の主体が実施するとともに、持続的に活用され、文化観光が推進される体制を構築していきます。

④将来にわたって、多様な人々が集い、賑わい、交流して発展する持続可能な斎宮

斎宮跡に多様な人々や住民が集い、関わり、さらに相互に協力して斎宮の解明、保存、活用を行い、発展していく持続可能な斎宮を複数の主体で目指していきます。

第5章 史跡齋宮跡の保存

1 保存の現状と課題

(1) 指定地全体の土地利用区分

1) 現状

昭和55年(1980)に町が国や県の支援を受けて策定した『史跡齋宮跡保存管理計画』により、史跡内の土地利用区分がなされ、齋宮跡全域をどのように保存していくかが示されました。その後、3回の土地利用区分の見直しが実施されています。現在、史跡内は第一種～第四種保存地区の4つに区分され、土地公有化、現状変更、発掘調査、史跡整備に関して内容が定められています。史跡内は史跡中央部を東西に走る近鉄の鉄道線によって、住民の主な生活区域である史跡南部の伊勢街道周辺とは意識上分かれており、指定以来、その保存については、近鉄以南、以北で対照されてきました。

史跡内の第一種から第四種の保存地区の基本的な取り扱いは次のとおりです。

まず、近鉄以北にのみ設定されている第一種、第二種保存地区は公有化対象地区となっており、史跡の整備や発掘調査等以外の現状変更は原則認められていません。第三種保存地区は、第一種、第二種以外の土地を指し、史跡縁辺部に設定され、原則として公有化対象外の地区になっています。一方で、現状変更は原則として許可される地区になっており、住民の生活地区として機能しています。第四種保存地区は、住民が生活する範囲で生活権が存在する地区となっており、第一～第三種保存地区内に存在しています。これは史跡内であっても住民の生活との調和が必要であることから、生活権を守る形として当初から設定されていますが、住民の転居などにより住宅等がなくなれば、その底地である第一～第三種保存地区のいずれかに変化することになります。

また、土地利用区分を補完する内容として、平成9年(1997)に「齋宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」を関係者による意見のすり合わせの上で決めました。ここでは、土地公有化にかかる鑑定による土地単価の決定方法、現状変更における生活圏との関係、計画的発掘調査の地区での取り扱いの違いや現状変更時の発掘箇所の決め方、整備に関する環境整備の考え方など、細かな運用を定めています。

2) 課題

これまでのところ、『史跡齋宮跡保存管理計画』および「齋宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」に基づき、保存管理が行われており、大きな課題は発生していません。

しかし、運用方法について定めた「齋宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」については、本保存活用計画の中に、改めて位置づけ、明確化することが必要です。

(2) 本質的価値を構成する諸要素の保存

前章で整理した史跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題について整理します。要素については、「斎宮に関わる遺構・遺物」と「斎宮の基盤となる地形」の2つがあり、両者の関係がともに土地に内包されるものであることから一体として考え、保存の方法ごとに記載します。

また、発掘調査によって、遺構が検出される遺構面は、場所によって異なりますが、おおよそ現地表面から0.5m前後となっており、斎宮跡では一部を除いて凸遺構はほとんど確認されていないため、基本的には遺構面は埋没した状態で保存されています。



図 61 実態解明のための発掘調査

①発掘調査による実態解明

1) 現状

構成要素そのものが埋蔵文化財とその基盤である地形であるため、その保存には発掘調査の成果は欠かせません。3回にわたる保存地区の見直しは、発掘調査の成果に基づき実施されてきました。

昭和45年(1970)から継続的に発掘調査が実施されており、斎宮跡の実態解明に関する計画的な発掘調査は三重県が、現状変更申請に伴う緊急的な発掘調査は、明和町が三重県の支援を受けてそれぞれ実施しています。発掘調査で出土した遺物は、全て三重県斎宮歴史博物館に集約して収蔵されており、調査研究、学芸普及に活用されています。

実態解明に関する計画的発掘調査は、平成29年(2017)に三重県斎宮歴史博物館によって策定された『史跡斎宮跡発掘調査基本方針』に基づいて推進されており、現在は「重点的な調査対象地域」として、史跡西部、史跡中央部、史跡東部の3つを設定しています。平成29年(2017)からは「史跡西部の中垣内地区」で主に飛鳥・奈良時代の斎宮の解明に向けた計画的発掘調査が実施されています。また、調査成果や研究内容については、斎宮跡調査研究指導委員を務める考古学、歴史学、文献史学、国文学、建築学などの有識者から指導、助言を得る体制となっています。

こうした発掘調査の成果は、斎宮歴史博物館から発掘調査報告書(正報告書)として刊行されているほか、毎年、調査概報として、刊行・公開されています。これまでに発行されている報告書はすでに累計で50冊以上に及んでいます。

また、斎宮跡の遺構の残存状況については、発掘調査の成果により、大部分において良好な状態で保存されていることが確認されています。ただ、伊勢街道や鉄道線路周辺では、近世から近代における若干の遺構の削平がみられる状態です。

2) 課題

『史跡斎宮跡発掘調査基本方針』では、「今後の史跡斎宮跡発掘調査の基本方針」として、「1) 史跡の実態解明の推進、①初現期の斎宮を解明、②「方格地割」内部の詳細な構造を解明、③平安時代後期～鎌倉時代の斎宮を解明、④斎宮を中心とする産業文化の実態を解明」があげられており、今後の実態

解明のための、発掘調査を継続していくことが必要です。また、そのための体制を継続的に維持し、予算や人員を確保していくことが必要です。



図 62 史跡斎宮跡発掘調査基本方針 重点的な調査対象地域

②現状変更許可制度による遺構の保存

1) 現状

史跡内の遺構を保存するため、史跡内の構成要素の現状を変更する場合にあたっては、文化財保護法第 125 条に基づく現状変更の申請を、主体者が、管理団体である明和町に対して行う必要があり、許可の基準に適合する場合、国または県の権限で許可が出される体制がとられています。

斎宮跡における現状変更の許可申請は、史跡内に住宅地区が存在することから非常に多く、昭和 54 年度からの累計件数は 1,900 件を超え、現在も年間平均で約 44 件の申請があります。史跡内の現状変更は、『史跡斎宮跡保存管理計画』の土地利用区分に基づいて規制内容が異なります。

第一種、第二種保存地区では、原則として史跡整備等以外の現状変更は許可されていませんが、第三種、第四種保存地区は、原則として遺構や地形を大きく改変しない範囲で現状変更は認められる内容となっており、その内容は、基本的に史跡内住民の生活に関わるものが多く、個人住宅の建築や、電気、上下水道、浄化槽などの生活環境整備などがあります。また、斎宮跡では史跡内住民の生活権を守るため、個人住宅建築の際には地盤強化のための耐震対策工事として、鋼管杭の施工が条件付きで許可されています。

現状変更の細かな運用としては、平成9年（1997）3月に『斎宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ』が定められており、主なものとしては、個人住宅建築の際には住宅建築地を発掘調査で深く掘削して、建築等に影響が出ることを避けるため、建築予定地以外で、同一敷地内の土地を発掘調査する、ということや、緊急発掘調査の費用は負担を求めない、ということが定められており、これに則って現状変更の運用が実施されています。

また、発掘調査などによって掘り出された遺物は、すべて斎宮歴史博物館で収蔵、保管、公開されており、本計画上の現状変更等の対象にはあたりません。

2) 課題

史跡全体で示した課題と同様に、現状変更について、「斎宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」の内容を本保存活用計画の中に、改めて位置づけ、明確化することが必要です。

③土地公有化

1) 現状

史跡指定の当初から、重要な遺構の存在する範囲については公有地化による構成要素の保存を考慮し、所有者の自発的な意思に基づき、同意を得た地点から、明和町が国・県の補助金を得て順次公有地化を進めてきました。

史跡の指定範囲が極めて広大であることから、ゾーニングを行い、第一種保存地区と第二種保存地区の計51.2haを対象に公有地化を進めています。また、第三種・第四種保存地区であっても重要な遺構が発見された場所や現状変更の内容が大規模なものであった場合など現状変更等が容認されがたい案件については、町が、国、県、国史跡斎宮跡協議会と協議した後に公有化を実施し、遺構の保存を図っています。

令和5年（2023）3月時点で、文化庁国庫補助金、三重県教育委員会補助金を得て公有地化した範囲は約39.7ha、明和町が町単費等で公有地化した範囲が約5.5haとなっており、史跡地として管理している土地の総面積は約45.2haとなっています。近年は社会情勢や状況に変化がみられ、第四種保存地区の土地が町に寄付されるなど、特殊な事例も出てきました。

また、公有化の運用方針についても、細かな取り決めを地元の国史跡斎宮跡協議会と交わしており、平成9年（1997）3月に『斎宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ』として定められています。

2) 課題

広大な史跡であるため、史跡の範囲と公有化対象区域には相違があり、今後10年間など直近の課題ではありませんが、将来的な検討事項となっています。

史跡全体で示した課題と同様に、公有化について、「斎宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」の内容を本保存活用計画の中に、改めて位置づけ、明確化することが必要です。

④防災・防犯

1) 現状

構成要素そのものが埋蔵文化財と地形であるため、防災・防犯に関する直接的な対策は必要ありません。しかし、史跡公園内での災害による倒木などに関して、管理団体である明和町が、三重県教育委員会に事後報告し、情報共有を行う体制を確立しています。さらに、公園内の施設であるいつきのみや地域交流センター、いつきのみや歴史体験館、いつき茶屋については、警備システムの導入がなされ、さいくう平安の杜には、警備システムと火災時の自動通報装置が設置され、毎年の火災訓練が実施されるなど防災・防犯対策がなされています。

また、『明和町地域防災計画』においては、町全体の防災計画に位置づけられており、史跡公園内の施設である「いつきのみや地域交流センター」が大規模災害時における物資集積拠点、史跡公園「ふるさと芝生広場」は自衛隊の災害時ヘリ離着陸所になっています。

2) 課題

地震や洪水などの大規模災害時では、史跡公園や公有地に仮設住宅、一時的な廃棄物の置き場なども検討されており、現状変更申請の手続きなどを確認、関係者と共有しておく必要があります。



図 63 いつきのみや歴史体験館 防火訓練

(3) 副次的価値を構成する諸要素の保存

①斎宮形成以前の史跡指定地における歴史上の価値の諸要素

1) 現状

史跡に内包される斎宮形成以前の遺構、遺物は、保存管理区分に基づき、現状変更、土地公有化、発掘調査の対象となるため、本質的価値を構成する要素同様に保存が図られています。

主要な要素である塚山古墳群は範囲が広く、第一種、第二種、第三種保存地区にまたがって位置していますが、墳丘が遺存する古墳は、すでに公有化が実施されています。

2) 課題

斎宮形成以前の状況はまだはっきりとわかっていない部分があり、すでに墳丘が削平されている弥生時代の墳丘墓や古墳は、史跡内全体で確認されています。当該期の居住域も判明しておらず、史跡外に存在する可能性もありますが、今後、発掘調査を中心とした更なる調査研究が必要です。

②斎宮廃絶後現代に至る土地利用変遷史上の価値の諸要素

1) 現状

埋蔵文化財としての遺構・遺物や、地割や地名などの土地に包含された要素については、第一種、第二種保存地区においては、本質的価値と同様に公有化による保存と、草刈等の維持による旧耕作地としての景観維持が図られており、その他の地区においても、大規模な改変を規制しています。

生業のうち、農業については、史跡の中でも主に第三種地区において、今日も継続しています。また、公有地化された第一種地区、第二種地区でも、生業としての農業ではないものの、畑作物として大根や菜の花、また神事等にも利用される日本の伝統的な植物である麻を栽培するなど、農業景観の維持が図られています。商業については、近鉄南側の伊勢街道沿いで銀行業や服飾業、飲食業など様々な事業が営まれ続けており、街道沿いのにぎわいが存続しています。

景観については、『明和町歴史的風致維持向上計画』に伴う事業によって、景観の向上が図られており、電柱の地下埋設や電柱のカラー化などが実施されています。また、明和町により「明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」が施行され、史跡全体が「斎宮跡地区」とされ、大型店舗や集合住宅が規制され、まちなみや景観を守る取組みが実施されています。

伊勢街道部分については、第三種、第四種保存地区として大規模な改変が規制されているとともに、街道である県道伊勢小俣松阪線は江戸期から拡幅などが実施されておらず、往時の状況を留めています。

また、重層的な歴史に対する調査研究としては、伊勢街道沿いの建造物調査は、斎宮跡の指定後しばらくは住民の感情面や調査人員の不足もあり、体系的な調査は実施されていませんでした。平成 20 年（2008）には住民が主体となって屋号や建物などの調査が一部実施され、平成 25 年（2013）には明和町が、住民の協力を得て、街道沿いの屋号や建造物、地名や地割に対する調査を実施しました。

さらに、近年は一部の住民や（一社）明和観光商社によって、伊勢街道沿いの古民家の活用が始まっており、まちなみに合った外観を維持したまま内装を店舗などに改修している例は史跡内だけで 4 軒を数えます。令和 4 年（2022）にはそのうちのひとつが、国登録有形文化財に答申されています。

現在も、今後の建造物保存や景観保全の仕組み作り、斎宮跡を含めた伊勢街道全体の景観保全にも関心を持って複数の主体による取組が行われています。

2) 課題

第一種、第二種保存地区においては、土地の公有化が進められていますが、近年では公有化されていない土地が所有者の変更や転居などによって、耕作放棄地となり、荒れている状況も散見されます。公有化が進められた土地においては、草刈などの管理が実施されていますが、空き地状の景観となっており、旧耕作地の景観を留めておけない状況です。また、史跡公園についても、施設などの景観を統一するための指針等がなく、景観上の課題となっています。

第三種、第四種保存地区である伊勢街道周辺においては、古民家の活用が一部で実施されている一方、所有者不在による空家などが増加しつつあり、伊勢街道のまちなみが悪化している状況も見られます。令和 5 年（2023）に『明和町空家等対策計画』が策定されているものの、今後どのように保存の施策を取っていくかが課題となっています。

③史跡の保存・顕彰史上の価値の諸要素

1) 現状

顕彰碑、顕彰地は、地区によって対応は異なりますが、第一種、第二種保存地区においては、顕彰地も一部で明和町による公有化が進められています。地区の神社である竹神社は第四種保存地区となっており、地域住民や自治会によって大切に守られています。

斎宮跡の顕彰運動は、住民と行政が協働で実施をしてきた経緯があり、史跡整備地である公園や施設を活用している斎王まつりは令和 5 年（2023）で第 40 回を迎えました。斎王まつりは実行委員会で寄付

金を募集しており、町内外の個人、企業からも寄付がなされています。また、行政は斎王まつりなどに補助金を交付して活動を支援しています。

顕彰地など	所有	管理
竹神社	宗教法人竹神社	神主、地域氏子
斎王の森、史跡顕彰碑、黒木の鳥居	神宮司庁	神宮司庁、牛葉自治会老人会
楠の森社跡	個人	個人
絵馬殿跡	個人	個人
旧竹神社、旧小倉神社、旧八幡社	町	町
史跡公園	町	町
花園旧跡石碑	竹川自治会	竹川自治会、町
斎王宮之遺蹟石碑	牛葉自治会	牛葉自治会
御館の石碑（大、小）	町、個人	町
斎宮旧蹟木葉池石碑	個人	個人
斎宮旧蹟呉竹藪石碑	町	町
斎宮旧跡鈴池石碑	個人	個人

表 15 史跡内顕彰地の所有等一覧

2) 課題

史跡の公有化対象地区から外れた第三種保存地区にも顕彰地や顕彰碑があり、今後伝承地も含めた文化財の保存の在り方が課題となっています。また、地割りや地名は地元伝承で残されているものもあり、今後の継承が課題となっています。

2 保存の基本方針

(1) 指定地全体の土地利用区分

『史跡斎宮跡保存管理計画』の土地利用区分を引き継ぎ、今後も第一種～第四種保存地区の区分を基準として、史跡全体の保存を行います。

ただ、土地利用区分を補完する内容として、平成9年（1997）に「斎宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」が行政と住民の同意により作成されているため、細かな運用規定については、改めて一覧表に明記して土地の利用区分を、史跡保存と住民生活の調和がより一層取れたものとします。土地利用区分の取り扱いについては、大きく変更する部分はないものの、以下のように改めて記載します。

①第一種保存地区

近鉄線の北側で、大字竹川、牛葉、中町の一部の範囲で約 35.9ha の地区とし、地区内の住宅地については、第四種保存地区として取り扱います。

史跡の規制としては最も厳しく、土地所有者の同意と買取請求書の提出を前提として、土地の公有化を計画的に実施し、現状変更は史跡整備等以外のものは認められない地区です。「史跡斎宮跡発掘調査基本方針」に基づき、計画的な発掘調査を実施し、史跡整備や環境整備も計画に基づき、積極的に整備を行っていく地区です。

②第二種保存地区

近鉄線北側で、大字竹川、牛葉、中町の一部の範囲で約 15.3ha の地区とし、地区内の住宅地については、第四種保存地区として取り扱います。

第一種保存地区に次いで、計画的に土地の公有化を実施し、現状変更については、重要な遺構、遺物が発見された場合には許可されない地区です。発掘調査、史跡整備については、第一種保存地区と同様です。ただし、住宅等の建築などに伴う事前発掘調査については、遺構に影響を及ぼさない範囲であれば、施工に対して影響が出ないように必要最小限の発掘調査とするなどの配慮をします。

③第三種保存地区

第一種、第二種保存地区以外の周縁部の地区で、地区内の住宅地については、第四種保存地区として取り扱います。

原則として、遺構や環境を損なわない範囲で現状変更を認める地区で、土地の公有化も原則として実施しません。ただし、現状変更が認められない場合等には公有化を実施する場合があります。

計画的な発掘調査が必要な場合においては、国史跡斎宮跡協議会や土地所有者の意見を聞き、同意を得た上で実施します。現状変更に伴う発掘調査については、第二種保存地区と同様です。

④第四種保存地区

史跡内の住宅、店舗、自治会集会所、学校施設、駅舎、鉄塔などが存在し、生活権の場所となっている地区です。土地公有化、現状変更については、第三種保存地区と同様で、現状変更に伴う発掘調査については、遺構に影響を及ぼす恐れがある場合のみ発掘調査を実施します。

既存の建物がなくなり、更地になれば底地である第一種～第三種保存地区に変化するものとします。そのため、第四種保存地区は生活権の有無によって変化していきます。

（２）本質的価値を構成する諸要素

史跡の保存と生活圏の尊重

指定地全体の土地利用区分に基づき、本質的価値の諸要素を行政が主体となって保存していきます。主な諸要素である埋蔵文化財としての史跡の価値を高め、今後いっそうの実態解明へ向けた計画的発掘調査と現状変更に伴う緊急発掘調査を行政が主体となって継続して実施します。

土地公有化については、公有化対象区域の土地を地権者の同意のもと、行政が協力して実施していきます。

史跡の現状を正しく保存するための現状変更許可制度については、住民の生活圏が史跡内に存在することを再認識し、土地利用区分に基づいて行政が適切に協力して管理していきます。

史跡の防災・防犯対策としては、大規模災害時における毀損への対応を行うとともに、史跡盗掘の可能性も含めて、行政が主体となって今後の対策を協議していきます。

(3) 副次的価値を構成する諸要素

① 齋宮形成以前の史跡指定地における歴史上の価値を示す諸要素

重層性、多様性を尊重した保存

本質的価値の諸要素と同様に埋蔵文化財である諸要素を、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識した上で、その歴史を解明し、本質的価値を構成する埋蔵文化財と同様に保存していきます。

土地公有化、現状変更については、本質的価値の諸要素と同様に、土地利用区分に基づき継続して実施していきます。

② 齋宮廃絶後現代に至る土地利用変遷史上の価値を示す諸要素

多様な営みの継続

齋宮廃絶後の歴史を示す遺構・遺物を、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識した上で、その歴史を解明し、本質的価値を構成する埋蔵文化財と同様に保存していきます。

齋宮跡で行われている農業や生業を価値あるものと再認識したうえで、それらを継続し、あるいはそれらに代わる事業が実施できるよう、取組をすすめます。

齋宮跡の景観は、齋宮廃絶後の重層的な歴史を反映する価値あるものと再認識したうえで、景観を維持し、向上させる取組をすすめます。

伊勢街道沿いのにぎわいや、まちなみが価値あるものと再認識したうえで、それらを継続し、あるいは向上させる取組をすすめます。

③ 史跡の保存・顕彰史上の価値を示す諸要素

複数の主体による保存顕彰の継続

保存顕彰の歴史を示す顕彰碑や顕彰地、日本遺産構成文化財などを、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識した上で保存していきます。

また、保存顕彰運動を複数の主体が協力して継続していきます。さらに保存顕彰運動を文化財としてどのように次世代へ継承していくかを複数の主体により検討し、次代の担い手の育成を進めます。

3 保存の取組

(1) 指定地全体の土地利用区分の一部改定

本保存活用計画において、平成9年(1997)の「齋宮跡保存管理計画書 土地利用区分一覧表の見直し及び土地利用区分一覧表運用基準制定の協議結果のまとめ」に記載されている項目を記載します。また、これまでの土地利用区分一覧表を一部改訂し、別添参考資料の「史跡齋宮跡 土地利用区分一覧表 令和7年3月一部改定」のとおりとします。土地利用区分一覧表の運用について、当節では、発掘調査、土地公有化、現状変更について以下のとおり記述します。

(2) 本質的価値を構成する諸要素の保存方法

①発掘調査

土地利用区分と「史跡斎宮跡発掘調査基本方針」に基づき、計画的発掘調査は、国の補助や助言を受けて、斎宮歴史博物館が実施し、調査研究の成果を史跡斎宮跡調査研究指導委員会に共有し、学官が連携して取り組んでいきます。基本方針では、斎宮の効率的な解明のための重点的な調査対象地域として、1) 史跡西部の中垣内地区、2) 史跡東部の近鉄山田線以北の「方格地割」東半、3) 史跡中央部の斎宮小学校周辺、の3箇所が設定されています。また、「重点的地域以外でも、保存管理のための方針や公有化の検討、あるいは文化遺産の公開・活用上必要な箇所の発掘調査には柔軟に対応していくものとする。」としています。また、遺物の整理や発掘調査報告書の作成・公刊により、調査成果の共有を行います。なお、発掘調査現場の公開や説明会、体験発掘などの活用を合わせて実施することで、保存と活用が互いに活性化する取り組みにつなげます。

現状変更に伴う緊急発掘調査は、国、県の補助と支援を受けて明和町が実施します。

その他、細かな運用については以下のとおりとします。

「ア：近鉄以南の第三種保存地区での計画的な発掘調査は原則として実施しない。ただし、斎宮跡の調査研究、解明のために必要な場合は、行政が国史跡斎宮跡協議会及び土地所有者と協議し、発掘調査の同意を得た上で実施する。」

「イ：緊急発掘調査に伴う費用の原因者負担は原則として求めない。ただし、公共事業並びに開発許可の必要な開発については、協力を求める場合がある。」

「ウ：住宅建築などの現状変更を実施するにあたり、遺構面に影響を及ぼす場合は、当該地の発掘調査を実施することとする。遺構面に影響を及ぼさない場合は、同敷地内の建築地以外の未調査部分を発掘調査する。ただし、第四種保存地区で、遺構面に影響を及ぼさない場合は、発掘調査は実施しない。」

②土地公有化

土地利用区分に基づき、国、県の補助を受けて明和町が実施します。

その他、細かな運用については以下のとおりとします。

「ア：買取請求の順序は、原則的に請求書の受理順とし、原則として第一種保存地区が優先する。」

「イ：第一種、第二種保存地区内における第四種保存地区については、更地になった状態で買取請求があれば土地公有化を行う。また、史跡整備が伴う場合には、所有者の同意の上、移転補償や代替地対応を含む土地公有化を行う場合がある。」

「ウ：第三種、第四種保存地区であっても、発掘調査の結果により重要な遺構が発見され、現状変更が認められない場合は、土地所有者の同意があれば、土地公有化を行うことができる。

ただし、遺構保存のために現状変更の内容を変更した場合や、土地所有者の同意がない場合は、土地公有化を行うことができない。また、国史跡斎宮跡協議会への状況説明、協議を実施する。」

③現状変更許可制度の運用

土地利用区分に基づき、管理団体である明和町が取りまとめを行い、国、県の許可に基づき、住民の生活権と共存した上で実施していきます。

その他、細かな運用については以下のとおりとします。

「ア：第一種、第二種保存地区において、既設道路や排水路、防火施設、上下水道、電気事業などの生活環境整備は現状変更の許可の範囲内で実施することができる。」

「イ：第一種、第二種保存地区の公有地においては、今後景観規制を検討していく。」

「ウ：第三種、第四種保存地区においては、原則として現状変更を認めるが、現状変更の規模、発掘された遺構の状況によっては、国、県、町の協議により、現状変更を認めない場合がある。ただし、遺構の保存を前提として、現状変更の内容を変更する場合においては、現状変更を認め、条件付き許可とする場合がある。」

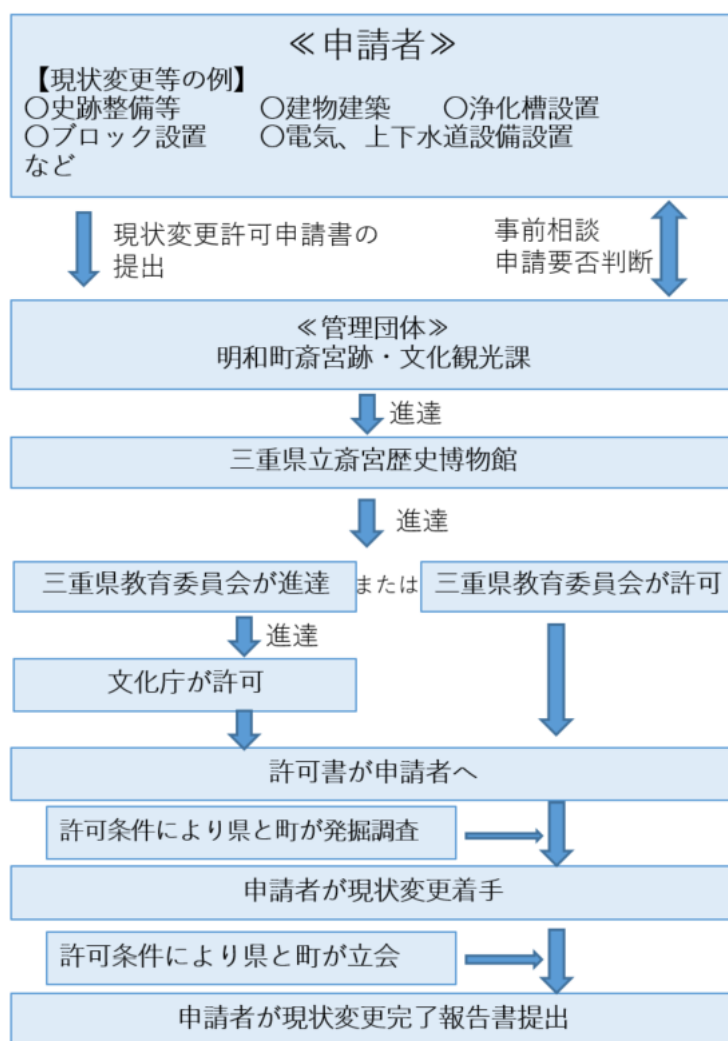


図 64 史跡現状変更チャート

④防災・防犯

地震や洪水などの大規模災害時には、史跡内の施設や遺構も被害を受ける可能性があります。現在構築している明和町と三重県教育委員会とによる報告体制を今後も維持していきます。また、史跡公園内の施設での警備システム等による防犯を継続するとともに、消防訓練を実施して、防災・防犯対策を継続していきます。

また、『明和町地域防災計画』に基づく史跡公園や施設の災害時の利用について、史跡や公有地が防災拠点として機能するよう留意するとともに、本質的価値を構成する地下遺構に影響が及ばないよう、あらかじめ具体的な内容や必要な手続きを確認、共有していきます。

(3) 副次的価値を構成する諸要素の保存方法

①齋宮形成以前の史跡指定地における歴史上の価値の諸要素

齋宮形成以前の歴史を示す埋蔵文化財を、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識した上で、その歴史を解明し、本質的価値を構成する埋蔵文化財と同様に保存していきます。

土地公有化、現状変更については、本質的価値の諸要素と同様に、土地利用区分に基づいて実施していきます。

②斎宮廃絶後現代に至る土地利用変遷史上の価値の諸要素

斎宮廃絶後の歴史を示す遺構・遺物、生業、景観、伊勢街道の営みを、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識していく取組を進めます。

伊勢街道沿いのにぎわいや、まちなみが価値あるものと再認識したうえで、それらを継続し、あるいは向上させる取組をすすめます。

斎宮廃絶後の歴史を示す遺構・遺物、生業、景観、伊勢街道の営みを、重層性、多様性の観点から価値ある要素として再認識していく取組として、重層的な歴史をさらに明らかにすることを目的とし、複数の主体が一体となった調査研究を実施するとともに、伊勢街道沿いの建造物や、史跡全体の景観保全など保存体制のルール作りを検討します。

ア：伊勢街道沿いの建造物や、史跡全体の石造物などの調査研究を複数の主体が一体となって進め、その利活用と仕組みについて検討します。

イ：史跡内公有地での景観ルール作りとして、公園内施設での景観規制の指針を作成し、実施します。史跡公園内に施設を設置する際には、外壁、屋根の色彩を景観に適した配色にし、屋根形式を三角屋根とするなどの基準を行政が主体となって検討します。

ウ：旧耕作地の公有地では、農地としての景観を継続することを目的として、農作物の栽培ができる仕組みを複数の主体が連携して検討した上で、指針を作成し、実施していきます。

③史跡の保存・顕彰史上の価値の諸要素

史跡の保存・顕彰の継続をしていくために、複数の主体が連携して方策を考えていきます。

ア：日本遺産の構成文化財などに認定されている有形文化財で、史跡内の公有化対象範囲外で民有地となっているものについては、今後、官と民が連携して保存の方法を検討していきます

イ：顕彰地などで続けられている清掃や維持管理、斎王まつりなどの顕彰運動を今後も継続して実施していくための体制作りを複数の主体で進め、持続可能なものとしていけるようにしていきます。

第6章 史跡齋宮跡の活用

1 活用の現状と課題

(1) これまでの計画書等における活用の位置づけ

齋宮跡では史跡指定前の段階から、すでに発掘調査現地説明会などが開催されるなど、史跡の「活用」が実施されていました。昭和55年（1980）の『齋宮跡保存管理計画書』では基本的な考えとして、「宮跡の保存管理は、単に遺構を現状に保存するだけでなく、国民共有の文化遺産として積極的に活用する。」とあり、齋王の森とその周辺における史跡公園整備、公有化された土地における張芝等の環境整備と、現在の齋宮歴史博物館の前身である県齋宮跡調査事務所資料展示室が齋宮跡の活用の核として考えられていました。

次いで、平成8年（1996）の『史跡齋宮跡整備基本構想』では、「史跡全体をサイトミュージアム（史跡公園）として位置づけ」、齋宮の歴史や歴史的遺産への理解を広げるため、齋宮らしさがあふれ、歴史の追体験ができることが「活用」として想定されました。さらに、平成22年（2010）の『史跡齋宮跡東部整備基本計画書』では『基本構想』に基づき、「齋宮らしい雰囲気をもっとリアルに体感できる」ことが活用と考えられ、「齋宮の雰囲気を味わって」散策するため来訪者に対しモデルコースを提示していました。またいつきのみや歴史体験館における平安文化の体験講座、観月会、齋宮浪漫まつり、追儼のまつりなどが管理運営計画の中に示され、齋宮の普及・啓発に貢献していると位置付けるとともに、菜の花やショウブ、コスモス等の植栽が来訪者を楽しませるものとして位置づけられました。

こうした齋宮跡の活用に関する取組は、齋宮跡を史跡公園と位置づけ、公園を散策することで齋宮らしい雰囲気を体感するとともに、資料館や博物館、体験館やイベントにより、齋宮について学ぶことを「活用」とする考えに基づき、主に行政が中心となって実施する取組であったとすることができます。

一方で、平成19年（2007）には、『住民参画のまちづくり取組プログラム』として「齋宮を核とした地域文化の創造と情報発信」をテーマに、史跡齋宮跡伊勢街道まちづくり会がさまざまな取組を行政と住民が協働で実施する流れも生まれつつありました。

『史跡齋宮跡を核とした町の活性化基本方針』では、これらを融合させつつ史跡齋宮跡を核とした活性化計画を掲げました。そこでは、「齋宮への町民・県民の関心を高める取組」として、地域のだれもが齋宮や郷土の文化財を発信できるよう「虎の巻」作成や史跡内の隠れた見所マップの作成を挙げるとともに、「齋宮の認知度を向上させる取組」として、3月19日を「齋宮の日」に制定、齋王特使の募集、齋王群行サミットの開催、齋宮オリジナルの歴史体験プログラムの開発と学校や旅行者等への提供が挙げられ、「齋宮の魅力を堪能できる環境形成」として、公有地を利用した花いっぱい運動、古民家をまちかど案内所に再生、史跡ガイドボランティアの育成、レンタサイクルや徒歩による周遊プログラムの開発、齋宮オリジナル食や土産物の開発・販売促進、里芋ほり体験や古代米・観賞用生け花・落ち葉の堆肥などの販売、齋王昔話や齋王紙芝居の創作・上演、「齋宮野菜」のブランド化、「齋王市」の定期的な開催といった取組が示されていました。これら齋宮跡を核にした地域活性化計画に挙げられている様々な取組は、今日では、齋宮跡の「活用」としてとらえられるものであり、その性格から行政が地域の人々と協働して実施する取組であったとすることができます。

ほか、周辺住民によって、公園や張芝を利用した体操やスポーツを楽しむ光景が見られ、暫定的な活用として実施されています。

（２）令和６年度現在での活用の現状

近年では、これまでの計画において「活用」と位置付けられてきた斎宮跡や平安文化を学ぶこと、史跡公園を散策することで斎宮らしい雰囲気味わうこと、あるいは地域活性化に向けた取組で例示されていた内容を越えて、様々な取組が行われています。

まず、斎宮跡や平安文化を学ぶことについては、斎宮歴史博物館、明和町、ガイドボランティア等複数の主体により、博物館の展示や説明会、講演会、ガイド、看板、スマートフォンのアプリケーション等によってその学術的な内容を伝えることが行われています。こうした取り組みは、地域住民の皆さんに加え、近隣市町、県外からの来訪者も対象となっており、たとえば、斎宮歴史博物館の展示や発掘調査成果の説明会、斎宮ガイドボランティアによる案内などは県内外からの来訪者に好評を得ています。また、学校教育にも出前授業や体験授業として活用されています。

また、斎宮らしい雰囲気味わうことについては、地域の人々、来訪者問わず、多くの人々が史跡内を散策するようになっていました。さらに、地域の人々や、いつきのみや歴史体験館によって、斎王まつりや観月会、追儺のまつりなどの平安時代を復元する行事が実施されているほか、斎王弁当など古代の食をモチーフにした食事の提供が行われています。

地域活性化に向けた取組で例示されていた内容については、３月１９日を「斎宮の日」として周知、斎王特使（明和町観光大使）の募集、学校や旅行者等への情報提供、公有地を利用した花いっぱい運動（季節の花植栽）、古民家再生（カフェ）、史跡ガイドボランティアの活動、レンタサイクルや徒歩による周遊プログラムの開発、斎宮オリジナル食、土産物の開発・販売促進、農業体験、古代米の販売、斎王昔話や斎王紙芝居の創作・上演、さいくう市、いつきのみやマーケット、満月屋台など、多くの取組が、地域に根差した民間事業者¹⁶をはじめ、複数の主体によって実現しています。

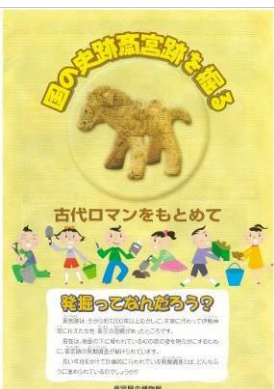
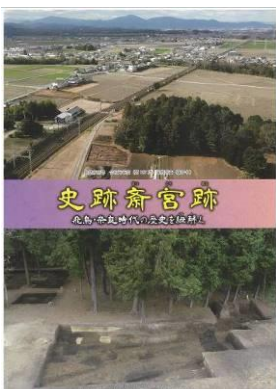
今日では、これらを越えて、熱気球フライト、斎宮コスプレ物語、斎宮ドライブインシアター、アート歌舞伎、めい姫、319・310 ナンバー自動車、こどもわいわいフェスティバル、史跡公園内樹木観察、車両等ラッピング、プロジェクションマッピング、復元建物レストランなど、さらに新しい取組が斎宮に関係する複数の主体によって行われています。

加えて、対象となる時代も斎宮の時代だけにとどまらず、江戸時代の参宮を念頭にした伊勢街道の案内やまち歩き、竹神社を活用した御朱印頒布、満月参り、花手水、神社での遊び体験なども実施されています。

このように、斎宮跡においては、公園を散策することで斎宮らしい雰囲気を体感するとともに、斎宮歴史博物館やいつきのみや歴史体験館、イベント等により、斎宮について学ぶ体制が整えられており、同時にさいくう平安の杜に復元建物が整備されたことで、斎宮の魅力を堪能できる環境も形成されました。また、斎宮への町民・県民の関心を高め、斎宮の認知度を向上させる様々な取組がなされています。

¹⁶ 町内に事業所がある、事業に町内の人材や物品を利用、地域の活動などを実施している民間事業者のこと

本質的価値 知る	発掘調査現地公開・説明会	斎宮歴史博物館
毎年行われる斎宮歴史博物館による史跡斎宮跡の発掘調査現地説明会で、毎回新しい発見が続いています。現場を公開して、作業などを見学する機会もあり、史跡斎宮跡の魅力を体験でき、本質的価値を伝えることのできる内容となっています。		
 		

本質的価値 知る	斎宮跡に関するパンフレット	複数
史跡斎宮跡の本質的な価値に関する説明や案内のパンフレットで遺構や遺物の概要、斎宮の歴史的特長などが説明されています。		
  		

本質的価値 知る	歴史講座など	斎宮歴史博物館 明和町日本遺産活用推進協議会
斎宮歴史博物館やさいくう平安の杜で行われる歴史講座で、博物館学芸員のほか、講師を招いての講演会等も行なわれ、平安時代や斎宮跡、古典文学などに関わる講座を受けることができます。史跡斎宮跡の本質的価値を伝えることのできる内容となっています。		
 		

本質的価値 知る	史跡内回遊、周遊の提案	複数
斎宮跡全体をサイトミュージアムとして捉え、斎宮全体を活用するために、回遊ルートやモデルコースなどが設定され、それに合わせた看板の設置やパンフレットの発行などが実施されています。		
		

本質的価値 知る	学校授業との連携	斎宮歴史博物館
斎宮跡の本質的価値を伝える、小中学校に出張しての斎王紙芝居や、斎宮の解説授業、博物館での解説やバックヤードツアーなどが実施されています。		
		

本質/副次的価値 知る	ガイドボランティア案内	観光協会、斎宮ガイドボランティア
観光協会が運営する斎宮ガイドボランティアは、斎宮歴史博物館学芸員を講師とする学習会を開いて知識を深め、斎宮跡の現地ガイドを行なっています。地元住民が中心になっており、毎日いつき茶屋で待機しているほか、観光協会に予約して斎宮跡の各施設を案内してもらうこともできます。		
		

本質的価値 知る	日本遺産齋宮アプリ	明和町日本遺産活用推進協議会
日本遺産「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」のストーリーマンガが楽しめるほか、各構成文化財までの現地ナビ機能、スタンプラリー機能があり、日本遺産を堪能することができます。また、多言語に対応しており、外国人観光客にも対応可能となっています。		
 		

本質的価値 感じる	体験発掘	齋宮歴史博物館
毎年行われる齋宮歴史博物館による史跡齋宮跡の発掘調査を利用して、体験発掘が実施されています。参加者は、小学生から大人まで様々で、考古学の講習を交えながら現場で確かめることができます。史跡齋宮跡の魅力を体験でき、本質的価値を感じることもできる内容となっています。		
 		

本質的価値 感じる	齋王弁当	観光協会
明和町観光協会が齋宮歴史博物館の監修を受けて開発した弁当で、平安時代の食事を再現したメニューになっています。米は、古代食に最も近い黒米を使い、伊勢地方の郷土料理である「サメのたれ」も使用されています。		
 		

本質的価値 感じる	古代衣装体験	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会
奈良時代の古代衣装を参考に、屋外でも試着できる衣装を作成し貸出を行なっています。男性用、女性用があり、小物、カツラも貸出を行なっており、史跡内の散策や写真撮影に人気があります。また、学校教育にも利用されています。		
 		

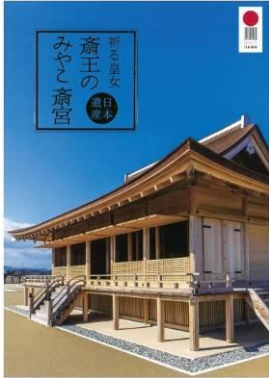
本質的価値 知る/感じる	斎宮バーチャルリアリティ	明和町
明和町が斎宮歴史博物館の監修を受けて作成したVRで、貸出タブレットを使って平安時代の儀式や建物の様子を見ることができます。復元された「さいくう平安の杜」で見ることによって、実際の使い方を知ることができます。また、多言語に対応しており、外国人観光客にも対応可能となっています。		
 		

本質的価値 感じる	平安の杜プロジェクションマッピング	(一社) 明和観光商社
復元建物の「さいくう平安の杜」を使って、平安時代をイメージしたプロジェクションマッピングを投影するイベントです。古代をモチーフにした映像や斎王の映像を投影することで、古代斎宮を身近に感じることができます。		
 		

本質的価値 感じる	復元建物レストラン	(一社) 明和観光商社
復元建物の「さいくう平安の杜」を使って、平安時代をイメージした一日限定レストランを開き、料理や齋宮跡の説明を聞きながら食事をするイベントです。饗宴の場ともいわれる西脇殿を利用することで、古代齋宮を身近に感じることができます。		
		

本質/副次的価値 知る	学校授業との連携	明和町、明和町日本遺産活用推進協議会
学校授業での日本遺産学習のため、日本遺産のストーリーをマンガで紹介する副読本として「わたしたちの日本遺産」を、小学5年生全児童に配布しています。小中学校での授業にも出張して日本遺産や齋宮についての活用を実施しています。ほか、博物館や体験館の展示内容を動画で学べる取組も実施されています。		
 		

本質/副次的価値 感じる	齋王まつり	齋王まつり実行委員会
地元住民による齋王の鎮魂祭から始まったイベントで、令和5年度で40回を数え、毎年約3万人が集まります。見どころは、毎年選考される齋王役など約100人が十二単などの古代衣装を身につけて行進する「齋王群行」です。衣装や儀式の内容は、齋宮歴史博物館によって監修され、史跡齋宮跡の本質的価値を伝えることのできるイベントとなっています。		
 		

本質/副次的価値 知る	斎王まつり、日本遺産に関するパンフレット	複数
斎王まつりや日本遺産に関する説明や案内パンフレットで、斎王の概要やそれに関連する日本遺産の構成文化財に関する概要が記載されており、斎宮・斎王の保存・顕彰に利用されています。		
  		

本質/副次的価値 感じる	いつきのみや観月会	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会
いつきのみや歴史体験館を中心に、平安時代の「観月会」を復元した内容で実施され、見どころは、斎王による儀式の様子と雅楽の演奏、ロウソクなどによるライトアップです。平安時代の生活や文化を体験できる内容で、史跡斎宮跡の本質的価値を伝えることのできるイベントとなっています。		
 		

本質/副次的価値 感じる	追儺のまつり	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会
いつきのみや歴史体験館を中心に、平安時代の「ついな」を復元した内容で実施され、見どころは、陰陽師と方相氏による行進や、学芸員による講演会、鬼を祓う弓矢体験などです。平安時代の生活や文化を体験できる内容で、史跡斎宮跡の本質的価値を伝えることのできるイベントとなっています。		
 		

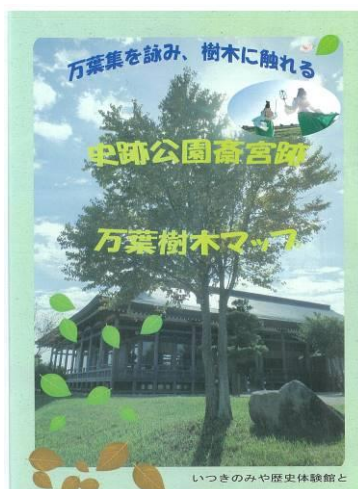
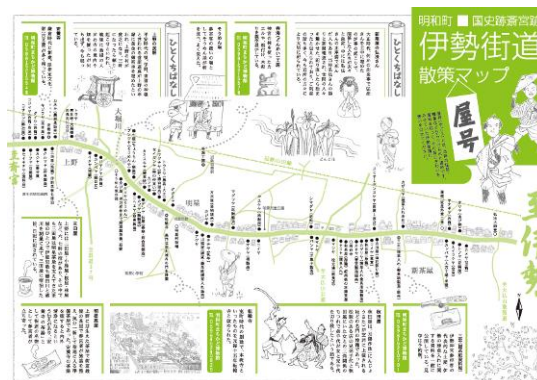
副次的価値 知る	伊勢街道案内	観光協会、斎宮ガイドボランティア、住民
----------	--------	---------------------

住民や斎宮ガイドボランティアが中心となって、伊勢街道の歴史や伝承、建造物などについてまち歩きをしながら案内しており、斎宮跡の副次的な価値を伝えることのできる取組です。



副次的価値 知る	多様な価値に対するパンフレット	住民、明和町
----------	-----------------	--------

伊勢街道と関連する文化財についての案内パンフレットや、公園内の樹木に関するパンフレット、さ
いくうあと通信などがあり、斎宮跡の多様な価値や重層的な歴史を知ることができます。



花と万葉集の歌

秋

ハギ (花期8-10月)

万葉人は秋を最も好んだよう
で、多くの歌があります。下
は山上健良が詠んだ有名な秋
の七草の歌です。ハギは万葉
集で最も多く詠まれた花です。



秋の野に 咲きたる花を 採折り
かき数ふれば 七種の花
芽の花 尾花葛花 薔薇の花
女郎花 また藤袴 朝顔の花

ウメ (花期2-3月、果熟期6月) 冬

ウメはハギの次に多く詠ま
れており、立春の訪れを感
じる木であったようです。
また、この歌のように、花
見と酒の文化が当時から
あったことがわかります。



酒環に 梅の花浮け 思ふどち
飲みての後は 数りぬともし

副次的価値 知る	日本遺産や顕彰地などのガイド	観光協会、斎宮ガイドボランティア、住民
斎宮ガイドボランティアは、日本遺産モニターツアーや斎宮のガイドでも日本遺産のガイドを実施しており、斎宮・斎王に関する顕彰活動ともなっています。		
 		

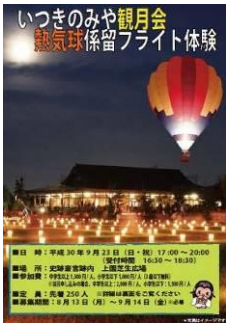
副次的価値 感じる	農業体験	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会、住民
いつきのみや歴史体験館前の体験農場（水田）で、古代米（黒米・赤米）の田植えと稲刈りに参加する体験が実施されています。ほか、民有地でのトウモロコシ収穫体験なども実施されており、斎宮跡の副次的な価値を感じることでできる内容となっています。		
 		

副次的価値 感じる	竹神社	住民
これまでは無人であった社務所を土日に開放し、御朱印の頒布や満月限定でライトアップを行なっています。花手水は毎日拝観することができます。		
 		

副次的価値 知る/感じる	古民家の利活用	地域に根差した民間事業者
伊勢街道周辺の住宅や借りた古民家を、まちかど博物館や店舗、ラジオブース、貸し店舗などに活用し、伊勢街道と斎宮跡のにぎわいを作っており、副次的な価値を感じることができます。		
  		

人を呼ぶ仕掛け	さいくう市、マルシェ、満月屋台	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会、 (一社) 明和観光商社など
いつき茶屋や公園を利用して、市やマルシェ、屋台を出店して地域住民や来訪者などの交流の場となり、公有地や公園の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	斎宮関連資料販売	複数
日本遺産、斎宮、斎王に関する資料やグッズを開発し、販売しています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	熱気球フライト	明和町
公園や未整備地を使って日本最大級の熱気球を飛ばし、広大な史跡斎宮跡を上空約 30m から見てもらうイベントです。公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	斎宮コスプレ物語	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会
広大な史跡公園と施設を使ってコスプレ撮影地として開放し、自由に撮影をしたり、コスプレを楽しんだりしていただくイベントです。公有地や施設の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	斎宮ドライブインシアター	(一社) 明和観光商社
夜間使用されていない公園を使って、仮設スクリーンを設置して映画を上映するイベントで、合間には、斎宮跡の PV も上映されます。公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	アート歌舞伎	(公財) 国史跡斎宮跡保存協会
史跡公園内の施設を活用したイベントで、公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
 The image shows a poster for 'Music Live in Saiku' titled '短夜・平安の杜' (Short Night, Heian no Matsu). It features three performers: 中村志太朗 (Nakamura Shitaro), 花柳 九郎 (Hanayuki Kuro), and 藤田 大輔 (Fujita Daisuke). The poster also lists other performers like 山崎 隆 (Yamazaki Takashi) and 山崎 隆 (Yamazaki Takashi). The event is held at 'さいくう平安の杜 正殿前 特設野外劇場' (Saikou Heian no Matsu Maedate Maedate Outdoor Theater) on August 21st at 19:00. The poster includes ticket prices and a QR code for more information.		

人を呼ぶ仕掛け	レンタサイクルなど	(一社) 明和観光商社
史跡斎宮跡内の近鉄斎宮駅や、竹神社周辺を中心にレンタサイクルポートを設置し、貸出を行なっています。電動アシストが付いており、広大な史跡を周遊するだけではなく、周辺に広がる日本遺産構成文化財の周遊にも適しています。また、電動カートの試行も実施されています。		
 The image shows two photographs. The left photo shows two people riding bicycles on a paved path near a train station. The right photo shows two red and white golf carts parked on a gravel area near a traditional Japanese building.		

人を呼ぶ仕掛け	観光活用、情報発信など	複数
斎宮跡の本質的価値を外部に発信するため、観光的な活用も実施されており、各施設と連携してのモニターツアーやツアー商品の開発、県外や都市部でのイベント、講座などが実施されています。また、HPやSNSでの情報発信や活用も実施されています。		
 The image shows three items related to tourism: a brochure for '日本遺産 斎宮跡の歴史と文化' (Japan Heritage Saikyou-jo no Rikishi to Bunka), a brochure for '富王ゆかりの地' (Tomikuni no Kuni), and a screenshot of the '明和観光商社' (Meiwa Kankou Shousha) website showing tour packages and a calendar.		

人を呼ぶ仕掛け	季節の花植栽	複数
公有地の中の未整備地を使って季節の花（春：菜の花、パンジー、夏：ノハナショウブ、ヒマワリ、秋：コスモスなど）を植栽し、史跡来訪者の目を楽しませています。公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
		

人を呼ぶ仕掛け	めい姫	明和町、明和町観光協会
平成 22 年（2010）に公募により、町のマスコットキャラクター「めい姫」が誕生しました。めい姫は、天然記念物でもあるノハナショウブの妖精で、十二単をイメージした衣装と愛らしい風貌から、明和町や斎宮跡の PR に活躍しています。明和町の特産品を使ったお土産のアイデアも公募し、古代米である黒米を使用した「めい姫の十二単バウム」を商品化しました。		
		

人を呼ぶ仕掛け	319、310	明和町、明和町観光協会
319（さいくう）、310（さいおう）などを語呂合わせとして活用し、車のナンバーやイベントの日（319 さいくうの日）などとして活用しています。		
		

人を呼ぶ仕掛け	こどもわいわいフェスティバル	明和町日本遺産活用推進協議会
公園や施設を使っの子ども向けイベントで、史跡斎宮跡のウォークイベントや音楽ライブなど親しみやすいイベントを通じて、斎宮跡に関心を持ってもらうイベントです。公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
  		

人を呼ぶ仕掛け	車両等ラッピング	明和町日本遺産活用推進協議会
斎宮跡や日本遺産をモチーフにしたデザインを電車やバスに施して走ってもらうことで、不特定多数の人々に PR する取組で、新たな来訪者を生み出すきっかけになっています。		
 		

人を呼ぶ仕掛け	暫定的な公園の活用	住民
公園や芝生を使っランニングやヨガ、球技などのスポーツをする暫定的な活用で、公有地の有効活用になるだけでなく、新たな来訪者を生み出すきっかけにもなっています。		
  		

(3) 課題

一方で、斎宮跡にかかる課題も存在します。まず、史跡斎宮跡東部整備基本計画書以降の大きな変化として、斎宮跡にかかる学術上の大きな発見があります。史跡西部において、飛鳥時代、奈良時代の斎宮の宮殿域が発見されたことは画期的な出来事でした。また、今回の保存活用計画の策定にあたって、これまで重視されてこなかった、斎宮成立以前、斎宮廃絶後のこの地域の人々の暮らしや、斎宮跡を顕彰し続けてきた歴史には価値があり、重要であることが改めて認識されました。

さらに、斎宮跡においては、これまでほとんどの「活用事業」を行政とその関係機関が実施してきましたが、この間に、これまでにはなかった新しい主体が新たな事業に参画する状況が生まれています。

加えて、この間、政府による観光振興施策が推進され、斎宮跡でもそれに関連する事業が実施されてきましたが、年間600万人以上が訪れる伊勢神宮ゆかりの史跡であるにも関わらず、斎宮跡を訪問する観光客数は年間20万人程度にとどまっており、その魅力が多くの人々に伝わる状況には至っていません。

また、文化財活用には、観光振興の効果のみならず、地域振興、学校教育、文化財保護意識の醸成など、活用事業の実施者や対象者によって、得られる効果は多様になると考えられます。こうしたことから、来訪者のみならず、地域の人々、児童・生徒も含め、広範な人々が利用できる活用事業を構築していく必要があると考えられます。

このように、斎宮跡では、新しい状況に適した新しい活用の在り方を考えていく時期を迎えています。このような変化にともない発生している新たな課題は、以下のよう

史跡斎宮跡関連施設等 観光入込客数		
施設など	2019.1～12月	2022.1～12月
斎宮歴史博物館	64,696	39,641
いつきのみや歴史体験館	26,585	22,782
さいくう平安の杜	18,832	14,399
いつきのみや地域交流センター	32,053	14,136
いつき茶屋	32,027	27,318
あざふるさと		
斎王まつり	31,000	18,000
観月会		6,500
(参考) 伊勢神宮内宮	6,369,505	4,108,687
三重県観光レクリエーション入込客数推計書を中心に記載		

表 16 史跡斎宮跡関連施設観光入込客数

ア 斎宮跡の一貫したテーマが設定されておらず「斎宮らしさ」の統一感がない。(→本質的価値・感じる)

さいくう平安の杜を中心に、斎宮の雰囲気を感じることでできる環境は整いましたが、「斎宮らしさ」が史跡内で一貫しておらず、斎宮としての「テーマ」が共有されていません。斎宮跡の「テーマ」を関係者が共有し、人々が没入感を感じられるような統一感を醸成していく必要があります。

イ 最新の学術的な発見や、この保存活用計画で明らかになった副次的価値が、展示や解説に反映されていない。(→本質的価値・副次的価値・知る)

この間、新たに発見された飛鳥時代や奈良時代の斎宮に関する情報や、副次的価値として新たに認識された斎宮成立以前、斎宮廃絶以降、斎宮の顕彰史にかかる情報が、斎宮歴史博物館の展示や解説に反映されていません。また、それらを解説できる人員の育成が必要です。

ウ 様々な活用事業が個別・不定期に行われ、斎王やここに暮らしていた人々の生活の全体像が実感できない。(→本質的価値・感じる)

個別の様々な体験やイベントは開催されるようになりましたが、斎王やここで暮らしていた人々の生活の全体像が実感できるようなコンテンツとして整理されていません。コンテンツを一連のものとして提案していく必要があります。また、一時的なイベントにとどまらず、常に体験できるコンテンツとして体制を整える必要があります。

エ 斎宮が途絶えたあとの人々の暮らしが実感できるコンテンツがない。(→副次的価値・感じる)

今回新たに副次的価値として認識された斎宮成立以前、斎宮廃絶以降、斎宮の顕彰史を実感できる体験コンテンツがありません。今後、新たなプログラムとして考案・実施していく必要があります。

オ 外部からの来訪者を受け入れる仕掛けや体制が不十分(→斎宮に人を呼ぶ仕掛け)

広大な斎宮跡で外部からの来訪者の受入口(駅・駐車場)や、斎宮跡の中の各地を結び周遊する仕組みが整っていません。来訪者への誘導拠点を明確化して受入機能を持たせるとともに、来訪者が周遊する理想的なモデルコースを設定して、周遊のための二次交通を整備するなど周遊しやすくする体制づくりが必要です。

カ 斎宮跡の認知度はなお低く、広域的な取組に乏しい(→斎宮に人を呼ぶ仕掛け)

斎宮跡に関する認知度向上の取組はこれまでも継続的に行われてきましたが、現在もなお、高い状況にあるとは言えません。また、伊勢神宮を含む伊勢志摩地域との広域的な観光の取組が少ないため、観光客の流入が少ない状況です。斎宮跡の認知度、広域性を向上させる取組を継続していく必要があります。

キ 様々な主体が活用事業に参画することのできる体制やルール作りが不十分

斎宮跡では近年、活用事業に参画する新たな主体が登場してきています。これは、斎宮跡全体に活力と賑わいをもたらす原動力となるものと考えられますが、参画が容易な体制等が整っていません。今後も新たな人々が斎宮跡の中で様々な活用事業を実施していけるよう、体制やルール等をととのえていく必要があります。

2 活用の基本方針

斎宮跡活用の大テーマを「斎王とここで暮らしてきた人々の世界」として設定します。

また、大テーマの下に、「斎王と人々の暮らし」「伊勢街道の人々の暮らし」の2つの小テーマを設け、それぞれに相応しい活用を実施します。

それぞれのテーマに沿った活用を展開し、誰もが斎宮跡の本質的価値、副次的価値を理解でき、実感できる斎宮を実現します。

3 活用の方向性

基本方針に基づき、斎宮跡の活用の方向性を以下のとおり定めます。

- (1) 誰もが調査や研究で明らかになった斎宮の学術的価値を理解できるようにする。(本質的価値・副次的価値・知る)
- (2) 誰もが斎王の日常や古代の暮らしといった「斎宮」の世界が没入感をもって実感できるようにする。(本質的価値・感じる)
- (3) 誰もが斎宮が途絶えたあと、現在に至る地域の人々の暮らしが実感できるようにする。(副次的価値・感じる)
- (4) 来訪者の受入体制、見学体制をととのえる。(斎宮に人を呼ぶ仕掛け)
- (5) 斎宮跡が国内外・県内外で知られるよう認知度向上を行う。(認知度向上)

4 活用の取組

斎宮跡においてはこれまでも様々な取組がされてきています。ここではそうした取組もふまえつつ、今後の取組を示します。

(1) 調査や研究で明らかになった斎宮の学術的価値を理解できるようにするための取組(本質的価値・副次的価値・知る)

ア 斎宮歴史博物館の展示や史跡内の説明看板で、斎宮跡の学術的な価値を学ぶ

実施主体 斎宮歴史博物館、明和町

対象者 すべての人々

実施時期 常時

斎宮跡の学術的な価値を知ることができるよう、斎宮歴史博物館の展示や史跡内の説明看板設置を継続します。

また、より分かりやすく魅力的な展示、説明を目指して、展示や説明看板の改修・改善を検討します。

イ 斎宮歴史博物館の講演会や説明会で斎宮跡の学術的な価値を学ぶ

実施主体 斎宮歴史博物館

対象者 地域の人々中心

実施時期 不定期

斎宮跡の学術的な価値を知ることができるよう、斎宮歴史博物館で講演会や発掘調査の現地説明会を継続します。また、発掘調査の現地では可能な限り随時見学が可能になるように方法を検討します。

ウ ガイドから話を聞いて斎宮跡の学術的な価値を学ぶ

実施主体 ガイド(いつきのみやガイドボランティアほか)

対象者 すべての人々

実施時期 常時

斎宮跡の学術的な価値を知ることができるよう、史跡内の案内を継続します。

エ 学芸員や専門職員からの話や体験をとおして斎宮跡の学術的な価値を学ぶ

実施主体 斎宮歴史博物館、明和町

対象者 小中学生

実施時期 随時

斎宮跡の学術的な価値を知ることができるよう、『明和町教育大綱』に基づいた新カリキュラムを作成し、学校へ出向いての出前授業や、博物館での見学、史跡公園内での体験発掘等を実施します。

（２）斎王の日常や古代の暮らしといった「斎宮」が没入感をもって実感できるようにするための取組（本質的価値・感じる）

ア 斎宮跡での様々な体験をむすんで一貫した古代の世界を体験する

実施主体 複数の主体による協働

対象者 すべての人々

実施時期 常時

「斎王と人々の暮らし」のテーマに沿って、斎宮を実感できるよう、たとえば、斎宮歴史博物館⇒発掘調査現場⇒いつきのみや歴史体験館⇒さいくう平安の杜⇒竹神社といった理想的な回遊コースを構築することで、斎宮跡を知ってから体験して感じる活用を実施します。

イ 史跡内での古代の暮らしを体験する（斎宮を実感する）

実施主体 複数の主体による協働

対象者 すべての人々

実施時期 常時

「斎王と人々の暮らし」のテーマに沿って、いつきのみや歴史体験館などの施設で、歴史書や王朝文学、貴族日記などに登場する伊勢神宮に祈りを捧げつつ雅であった斎宮の暮らしを体験するため、食事や儀式、宿泊体験を含めた新たな体験メニューを造成します。

史跡内では、方格街区を回遊する体験や、斎宮の官人や官女がおこなっていた「仕事や生活」を体験するため、木簡に文字を書く体験、土器にまじないを書く体験、短冊に和歌を書く体験、斎王の料理を作る体験などを造成します。

（３）斎宮が途絶えたあと、これまでに至る地域の人々の暮らしが実感できるようにするための取組（副次的価値・感じる）

ア 農作業をする（農村の実感）

実施主体 複数の主体による協働

対象者 来訪者

実施時期 常時

「伊勢街道の人々の暮らし」のテーマに沿って、斎宮廃絶後に地域の人々が農業をしながら地域を受け継ぎ、伊勢神宮へ作物を納めてきた歴史を実感できるよう、農業体験や屋外での調理体験ができるようにします。

イ 伊勢街道の暮らしを体験する（宿場町の実感）

実施主体 地域に根差した民間事業者

対象者 来訪者

実施時期 常時

「伊勢街道の人々の暮らし」のテーマに沿って、斎宮廃絶後に斎宮が、伊勢神宮へ参宮する際の宿場町として栄えてきたことを実感できるよう、伊勢街道沿いでの宿泊や食事ができるように支援することを検討します。

（４）来訪者の受入体制、見学体制をととのえる取組（斎宮に人を呼ぶ仕掛け）

ア 来訪者の到着口（受入拠点）の明確化

実施主体 複数の事業主体

対象者 来訪者

実施時期 常時

来訪者が斎宮跡を訪れる際に、最初に到着する場所（鉄道駅・駐車場）を明確にします。これにともない、新たに複数の史跡活用専用駐車場を史跡内に位置づけます。

また、到着口（受入拠点）で来訪者が斎宮跡全体の情報を入手でき、地場産品や飲食品の購入、地域住民との交流ができるようにします。

イ 来訪者が斎宮跡へ円滑に到達できるようにする

実施主体 三重県、明和町

対象者 来訪者

実施時期 常時

主要高速道路・国道・県道から斎宮跡の受入拠点へ至る経路を明確化して、その経路に案内看板を設置するなど、来訪者の誘導を的確に行います。

ウ 来訪者が斎宮跡内を円滑に周遊できるよう２次交通¹⁷を機能させる

実施主体 複数の事業主体

対象者 来訪者

実施時期 常時

史跡内の受入拠点を相互にむすぶ２次交通を機能させるなど、来訪者が史跡内を円滑に周遊できる方法を検討します。

エ 来訪者が斎宮内を円滑に周遊できるよう道標を整備する

実施主体 明和町

対象者 来訪者

実施時期 常時

来訪者が史跡内を円滑に周遊できるよう、道標を設置したり、ネット上のマップ情報を充実させたりするなど、情報を提供します。

オ 来訪者が斎宮跡を訪問しやすくなる仕掛けを構築する。

実施主体 複数の事業主体

¹⁷ ２次交通とは、受入拠点から次の目的地へ向かう交通機関のことで、乗り合いの電気自動車やレンタサイクルなどを指します。

対象者 来訪者、旅行会社

実施時期 随時

来訪者がそれぞれの居住地で齋宮跡の情報に接し、旅行会社のツアーに参加したり、専門のガイドブックに従ったりして齋宮跡を訪問できるような仕掛けを構築して、齋宮跡への訪問を促します。

（５）齋宮跡が国内外・県内外で知られるよう認知度向上を行う取組（認知度向上）

ア 国内外の人々の耳目を集めるイベント等の開催（齋宮に人を呼ぶ仕掛け）

実施主体 複数の事業主体

対象者 来訪者・地域の人々

実施時期 不定期

多くの人々が齋宮跡のことを知るきっかけとなり、齋宮へ訪れる動機となるような多様なイベントやコンテキスト¹⁸を持つユニークベニユーなイベントを企画・実施していきます。

イ 旅行会社等と連携した齋宮を観光目的地とした商品開発（齋宮に人を呼ぶ仕掛け）

実施主体 複数の事業主体

対象者 来訪者

実施時期 随時

遠方の人々が齋宮跡を観光目的地として訪問できるよう、旅行商品の開発や旅行会社等への販売を行うことを検討します。

ウ 大都市圏やネット空間におけるプロモーション（齋宮に人を呼ぶ仕掛け）

実施主体 複数の事業主体

対象者 来訪者

実施時期 随時

大都市圏や海外で齋宮跡のプロモーションに繋がるような取組を行うとともに、インターネット空間で齋宮跡について効果的に周知されるよう、ホームページや SNS での情報発信を行っていきます。

エ 伊勢志摩地域との広域的な連携（齋宮に人を呼ぶ仕掛け）

実施主体 複数の事業主体

対象者 すべての人々

実施時期 随時

伊勢神宮を含む伊勢志摩地域での広域的な観光連携をすることで、各地域と連携した情報発信を実施することができるよう、伊勢志摩地域での観光連携の取組を強化します。

¹⁸ コンテキストとは、前後の脈絡の意味で、ここでは開催される理由のあるイベントの意味